

【法人の名称】 たかみさわ司法書士法人

【事務所の所在等】

《主たる事務所》

所 在 〒385-0053

長野県佐久市野沢 227 番地 10

TEL 0267-78-3077 / FAX 00267-78-3088

常 駐 社 員 司法書士 高見澤 美 穂

常駐する特定社員 同上

【成立年月日】 令和 7 年 5 月 1 日

【業務範囲】

- 1 登記又は供託に関する手続きについて代理すること
- 2 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録を作成すること（ただし、第 4 号に掲げる事務を除く）
- 3 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること
- 4 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること
- 5 前各号の事務について相談に応じること
- 6 簡易裁判所における裁判所法第 3 3 条第 1 項第 1 号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く）、再審及び強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること
- 7 前号について、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること
- 8 筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第 3 3 条第 1 項第 1 号に定められる額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること
- 9 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行うものを代理し、若しくは補助する業務
- 10 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務（任意後見契約による業務にあつては、本法人の設立日以降の任意後見契約によるものに限る。）又はこれらの業務を行うものを監督する業務
- 11 司法書士法施行規則第 3 1 条第 1 号に規定する、当事者や関係者の依頼により他人の財産の管理や処分を行う業務
- 12 司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行、その他の教育および普及の業務
- 13 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 3 3 条の 2 第 1 項に規定する特定業務
- 14 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務
- 15 その他司法書士業をとおして社会貢献に資する目的を達成するために必要な事業